

## 議案第 2 号

### 県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、県立学校処務規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月10日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

#### 理 由

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、沖縄県立那覇みらい支援学校の設置に係る関係訓令を改める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

**県立学校処務規程の一部を改正する訓令**

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1（第13条関係）**

学校	記号
辺土名高等学校	辺土名
北山高等学校	北山
本部高等学校	本部
北部農林高等学校	北農
北部農林高等学校定時制	北農定
名護商工高等学校	名商工
名護高等学校	名護
宜野座高等学校	宜野座
石川高等学校	石川
前原高等学校	前原
中部農林高等学校	中農
中部農林高等学校定時制	中農定
具志川高等学校	具志川
具志川商業高等学校	具商
与勝高等学校	与勝
読谷高等学校	読谷
嘉手納高等学校	嘉手納
美里高等学校	美里
コザ高等学校	コザ
コザ高等学校定時制	コザ定
球陽高等学校	球陽
美里工業高等学校	美工
美来工科高等学校	美来工科
北中城高等学校	北中城
北谷高等学校	北谷
普天間高等学校	普天間
宜野湾高等学校	宜野湾

中部商業高等学校	中商
西原高等学校	西原
浦添商業高等学校	浦商
浦添工業高等学校	浦工
陽明高等学校	陽明
浦添高等学校	浦添
那覇工業高等学校	那工
那覇工業高等学校定時制	那工定
那覇国際高等学校	那覇国際
泊高等学校通信制	泊通
泊高等学校定時制	泊定
那覇商業高等学校	那商
那覇商業高等学校定時制	那商定
那覇高等学校	那覇
沖繩工業高等学校	沖工
首里高等学校	首里
首里東高等学校	首里東
真和志高等学校	真和志
小祿高等学校	小祿
那覇西高等学校	那覇西
豊見城高等学校	豊見城
豊見城南高等学校	豊見城南
南部農林高等学校	南農
開邦高等学校	開邦
南風原高等学校	南風原
南部商業高等学校	南商
南部工業高等学校	南工
向陽高等学校	向陽
知念高等学校	知念
糸満高等学校	糸満
沖繩水産高等学校	沖水
久米島高等学校	久米島
宮古高等学校	宮古

宮古総合実業高等学校	宮総実
宮古工業高等学校	宮工
八重山高等学校	八重山
八重山農林高等学校	八農
八重山商工高等学校	八商工
八重山商工高等学校定時制	八商工定
沖縄盲学校	沖盲
沖縄ろう学校	沖ろう
桜野特別支援学校	桜特
名護特別支援学校	名特
美咲特別支援学校	美特
泡瀬特別支援学校	泡特
はなさき支援学校	はなさき
森川特別支援学校	森特
大平特別支援学校	大特
鏡が丘特別支援学校	鏡特
鏡が丘特別支援学校浦添分校	鏡特浦分
那覇特別支援学校	那特
那覇みらい支援学校	那み支
島尻特別支援学校	島特
西崎特別支援学校	西特
宮古特別支援学校	宮特
八重山特別支援学校	八特
沖縄高等特別支援学校	沖高特
中部農林高等支援学校	中農高支
陽明高等支援学校	陽明高支
南風原高等支援学校	南風原高支
やえせ高等支援学校	や高支
与勝緑が丘中学校	緑丘中
球陽中学校	球陽中
開邦中学校	開邦中

#### 附 則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

## 訓令案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

### 1 件名

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

### 2 改正の経緯及び必要性

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、沖縄県立那覇みらい支援学校の設置に係る関係訓令を改める等の必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 新たに設置される那覇みらい支援学校の文書記号を定める。(別表第1)
- (2) その他所要の改正を行う。(別表第1)
- (3) この訓令は、令和3年10月1日から施行する。(附則)

### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条

### 5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）新旧対照表																																					
改 正 案	現 行																																				
<p>第1条～第12条（略）</p> <p>第13条（略）</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>第14条～第47条（略）</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校</th> <th style="text-align: center;">記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>辺土名高等学校</td><td>辺土名</td></tr> <tr><td>北山高等学校</td><td>北山</td></tr> <tr><td>本部高等学校</td><td>本部</td></tr> <tr><td>北部農林高等学校</td><td>北農</td></tr> <tr><td>北部農林高等学校定時制</td><td>北農定</td></tr> <tr><td>名護商工高等学校</td><td>名商工</td></tr> <tr><td>名護高等学校</td><td>名護</td></tr> <tr><td>宜野座高等学校</td><td>宜野座</td></tr> </tbody> </table>	学校	記号	辺土名高等学校	辺土名	北山高等学校	北山	本部高等学校	本部	北部農林高等学校	北農	北部農林高等学校定時制	北農定	名護商工高等学校	名商工	名護高等学校	名護	宜野座高等学校	宜野座	<p>第1条～第12条（略） （記号及び番号）</p> <p>第13条 文書には、次に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。 この場合、記号の次に番号を付するものとする。</p> <p>(1) 文書の記号は、別表第1に定めるとおりとし、その番号は、各学校に備える文書件名簿（第1号様式）により、収受の際に記入し、収受に基づかないで発する場合は、施行の際に記入する日付順の一連番号とする。ただし、軽易な文書については、番号に代えて「号外」と表示し、文書件名簿への記載は省略するものとする。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>第14条～第47条（略）</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校</th> <th style="text-align: center;">記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>辺土名高等学校</td><td>辺土名</td></tr> <tr><td>北山高等学校</td><td>北山</td></tr> <tr><td>本部高等学校</td><td>本部</td></tr> <tr><td>名護高等学校</td><td>名護</td></tr> <tr><td>宜野座高等学校</td><td>宜野座</td></tr> <tr><td>石川高等学校</td><td>石川</td></tr> <tr><td>前原高等学校</td><td>前原</td></tr> <tr><td>具志川高等学校</td><td>具志川</td></tr> </tbody> </table>	学校	記号	辺土名高等学校	辺土名	北山高等学校	北山	本部高等学校	本部	名護高等学校	名護	宜野座高等学校	宜野座	石川高等学校	石川	前原高等学校	前原	具志川高等学校	具志川
学校	記号																																				
辺土名高等学校	辺土名																																				
北山高等学校	北山																																				
本部高等学校	本部																																				
北部農林高等学校	北農																																				
北部農林高等学校定時制	北農定																																				
名護商工高等学校	名商工																																				
名護高等学校	名護																																				
宜野座高等学校	宜野座																																				
学校	記号																																				
辺土名高等学校	辺土名																																				
北山高等学校	北山																																				
本部高等学校	本部																																				
名護高等学校	名護																																				
宜野座高等学校	宜野座																																				
石川高等学校	石川																																				
前原高等学校	前原																																				
具志川高等学校	具志川																																				

石川高等学校	石川
前原高等学校	前原
中部農林高等学校	中農
中部農林高等学校定時制	中農定
具志川高等学校	具志川
具志川商業高等学校	具商
与勝高等学校	与勝
読谷高等学校	読谷
嘉手納高等学校	嘉手納
美里高等学校	美里
コザ高等学校	コザ
コザ高等学校定時制	コザ定
球陽高等学校	球陽
美里工業高等学校	美工
美来工科高等学校	美来工科
北中城高等学校	北中城
北谷高等学校	北谷
普天間高等学校	普天間
宜野湾高等学校	宜野湾
中部商業高等学校	中商

与勝高等学校	与勝
読谷高等学校	読谷
嘉手納高等学校	嘉手納
コザ高等学校	コザ
コザ高等学校定時制	コザ定
球陽高等学校	球陽
美里高等学校	美里
北中城高等学校	北中城
北谷高等学校	北谷
普天間高等学校	普天間
西原高等学校	西原
陽明高等学校	陽明
那覇国際高等学校	那覇国際
首里高等学校	首里
首里東高等学校	首里東
那覇高等学校	那覇
真和志高等学校	真和志
小禄高等学校	小禄
那覇西高等学校	那覇西
豊見城高等学校	豊見城

西原高等学校	西原
浦添商業高等学校	浦商
浦添工業高等学校	浦工
陽明高等学校	陽明
浦添高等学校	浦添
那覇工業高等学校	那工
那覇工業高等学校定時制	那工定
那覇国際高等学校	那覇国際
泊高等学校	泊通
泊高等学校定時制	泊定
那覇商業高等学校	那商
那覇商業高等学校定時制	那商定
那覇高等学校	那覇
沖縄工業高等学校	沖工
首里高等学校	首里
首里東高等学校	首里東
真和志高等学校	真和志
小祿高等学校	小祿
那覇西高等学校	那覇西
豊見城高等学校	豊見城

豊見城南高等学校	豊見城南
南風原高等学校	南風原
向陽高等学校	向陽
知念高等学校	知念
糸満高等学校	糸満
久米島高等学校	久米島
宮古高等学校	宮古
八重山高等学校	八重山
開邦高等学校	開邦
北部農林高等学校	北農
宜野湾高等学校	宜野湾
浦添高等学校	浦添
南部農林高等学校	南農
宮古総合実業高等学校	宮総実
八重山農林高等学校	八農
名護商工高等学校	名商工
美来工科高等学校	美来工科
美里工業高等学校	美工
浦添工業高等学校	浦工
那覇工業高等学校	那工

豊見城南高等学校	豊見城南
南部農林高等学校	南農
(削る。)	(削る。)
開邦高等学校	開邦
南風原高等学校	南風原
南部商業高等学校	南商
南部工業高等学校	南工
向陽高等学校	向陽
知念高等学校	知念
糸満高等学校	糸満
沖縄水産高等学校	沖水
久米島高等学校	久米島
宮古高等学校	宮古
宮古総合実業高等学校	宮総実
宮古工業高等学校	宮工
八重山高等学校	八重山
八重山農林高等学校	八農
八重山商工高等学校	八商工
八重山商工高等学校定時制	八商工定
沖縄盲学校	沖盲

那覇工業高等学校定時制	那工定
沖縄工業高等学校	沖工
沖縄工業高等学校定時制	沖工定
南部工業高等学校	南工
宮古工業高等学校	宮工
八重山商工高等学校	八商工
八重山商工高等学校定時制	八商工定
具志川商業高等学校	具商
中部商業高等学校	中商
浦添商業高等学校	浦商
那覇商業高等学校	那商
那覇商業高等学校定時制	那商定
北部農林高等学校定時制	北農定
中部農林高等学校	中農
中部農林高等学校定時制	中農定
南部商業高等学校	南商
沖縄水産高等学校	沖水
泊高等学校	泊通
泊高等学校定時制	泊定
沖縄盲学校	沖盲

沖縄ろう学校	沖ろう
桜野特別支援学校	桜特
名護特別支援学校	名特
美咲特別支援学校	美特
泡瀬特別支援学校	泡特
はなさき支援学校	はなさき
森川特別支援学校	森特
大平特別支援学校	大特
鏡が丘特別支援学校	鏡特
鏡が丘特別支援学校浦添分校	鏡特浦分
那覇特別支援学校	那特
那覇みらい支援学校	那み支
島尻特別支援学校	島特
西崎特別支援学校	西特
宮古特別支援学校	宮特
八重山特別支援学校	八特
沖縄高等特別支援学校	沖高特
中部農林高等支援学校	中農高支
陽明高等支援学校	陽明高支
南風原高等支援学校	南風原高支

沖縄ろう学校	沖ろう
大平特別支援学校	大特
那覇特別支援学校	那特
泡瀬特別支援学校	泡特
鏡が丘特別支援学校	鏡特
鏡が丘特別支援学校浦添分校	鏡特浦分
桜野特別支援学校	桜特
森川特別支援学校	森特
島尻特別支援学校	島特
西崎特別支援学校	西特
美咲特別支援学校	美特
(新設)	(新設)
はなさき支援学校	はなさき
名護特別支援学校	名特
宮古特別支援学校	宮特
八重山特別支援学校	八特
沖縄高等特別支援学校	沖高特
中部農林高等支援学校	中農高支
陽明高等支援学校	陽明高支
南風原高等支援学校	南風原高支

<u>やえせ高等支援学校</u>	<u>や高支</u>
<u>与勝緑が丘中学校</u>	<u>緑丘中</u>
<u>球陽中学校</u>	<u>球陽中</u>
<u>開邦中学校</u>	<u>開邦中</u>

別表第2～別表第4 (略)

第1号様式～第13号様式 (略)

<u>やえせ高等支援学校</u>	<u>や高支</u>
<u>与勝緑が丘中学校</u>	<u>緑丘中</u>
<u>球陽中学校</u>	<u>球陽中</u>
<u>開邦中学校</u>	<u>開邦中</u>

別表第2～別表第4 (略)

第1号様式～第13号様式 (略)

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(昭和三十一年法律第百六十二号)

(学校等の管理)

**第三十三条** 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならぬ。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。